

スーパーバランス

追加型株式投資信託／バランス型

「投資信託説明書（交付目論見書）」訂正事項分

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

（使用期間：平成18年3月28日～平成18年4月14日）

「スーパーバランス 投資信託説明書（交付目論見書） 2006.3」につきましては、平成18年3月28日に半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、投資信託説明書（交付目論見書）の記載事項を訂正させていただきます。ご投資家の皆様におかれましては、お手数ではございますが該当部分をこの訂正事項分に従い読み替えて下さいますよう、お願い申し上げます。

1. 「スーパーバランス」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成18年3月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月28日に関東財務局長に提出しております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式および公社債を投資対象としています。一般的に株式および公社債の価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、元本が保証された商品ではありません。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
6. 本書は、証券取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（交付目論見書）を訂正するものです。
7. 証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録して下さるようお願いいたします。

2006年3月28日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

I. 目論見書の訂正理由

「スーパーバランス 投資信託説明書(交付目論見書) 2006.3」(以下「交付目論見書」といいます。)につきまして、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

※下線部_____は訂正部分を示します。

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの概要

主な投資制限	株式への投資は70%未満とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
--------	---

ファンドの投資方針

1. 日本を含む世界各国(削除)の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。

ファンドの投資制限

1. 約款による投資制限

⑨外貨建資産への投資制限(削除)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

8. ファンドの運営方法などが知りたい

信託約款

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 2) 投資態度 ①日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。 3) 投資制限 ①～⑥ (略) ⑦外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 (以下略)	運用の基本方針 2. 運用方法 2) 投資態度 ①日本を含む世界各国(米、英、独、仏、香港等)の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。 3) 投資制限 ①～⑥ (略) ⑦外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 (以下略)
(外貨建資産への投資制限) 第29条(削除)	(外貨建資産への投資制限) 第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。